

にしよどがわこうがいさいばん  
西淀川公害裁判

にしよどがわく こうがいびようかんじゃ ひがい げんいん せきにん  
西淀川区の公害病患者たちは、被害の原因と責任をあきらかにして、ひどくなっ

ていく公害の対策をしっかりとさせるために、裁判を起こすことにしました(1978

ねん さいばん ないよう おせんぶつしつ かんきょうきじゆん さ かんじゃ  
年)。裁判であらそった内容は、汚染物質を環境基準よりも下げることと、患者に  
たい せんがいばいしやう  
対する損害賠償でした。

726 人で裁判を起こし、病気と生活の苦しさを訴えて、100 万人を超える署名  
を集め、世の中を味方につけました。その結果、20 年かかった裁判では、国と  
きぎやう こうじやう ふく かいしゃ か  
企業（工場を含む会社）に勝ちました。

かんじゃ にしよどがわ ねが えちず にしよどがわ  
患者たちは「こんな西淀川にしてほしい」という願いを絵地図にして西淀川  
さいせい きぎやう つた ちいき おも きぎやう とど  
再生プランとして企業に伝えました。地域をよくしたいという思いは企業に届き、  
きぎやう かいけつじん やく おくえんはら かね かんじゃ かんきやう かいぜん つか  
企業は解決金を約 40 億円払い、そのお金は患者や環境の改善に使われることにな  
りました(1995 年)。

また、公害に対する対策をとることも約束され、今でも毎年、患者と国（国土  
こうつうしやう はんしんどうろこうだん ねん はんしんこうそくどうろかぶ ぐたいてき たいさく  
交通省）・阪神道路公団（2005 年より、阪神高速道路株）は具体的な対策につい  
いけんこうかん  
て意見交換をしています。



西淀川公害患者がえがいた西淀川の将来図(1991年)